和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

１　都市計画生産緑地地区中第６２号、第６７号、第９２－３号及び第１２８－９号生産緑地地区を次のように変更する。

２　都市計画生産緑地地区中第３１号、第７０号、第７１号、第９２－１号、第９２－２号、第９６号、第１０４号及び第１３８号生産緑地地区を廃止する。

３　都市計画生産緑地地区中第１８８号生産緑地地区を次のように追加する。

名　称	面　積	備　考
第６２号生産緑地地区	約 0.85ha	地区の変更
第６７号生産緑地地区	約 0.40ha	地区の変更
第９２－３号生産緑地地区	約 0.04ha	地区の変更
第１２８－９号生産緑地地区	約 0.06ha	地区の変更
第１８８号生産緑地地区	約 0.03ha	地区の追加

［位置及び区域は計画図表示のとおり］

理　由

法第３条の要件を満たす農地の新たな指定及び法第１４条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理　由　書

本理由書は、都市計画法第１７条第１項の規定（第２１条第２項の規定において準用する同法第１７条第１項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

１　和光都市計画における位置等

変更前の生産緑地地区

第３１号、第６２号、第６７号、第７０号、第７１号、第９２－１号、第９２－２号、第９２－３号、第９６号、第１０４号、第１２８－９号及び第１３８号生産緑地地区

変更後の生産緑地地区

第６２号、第６７号、第９２－３号、第１２８－９号及び第１８８号生産緑地地区

２　変更の必要性及び内容

⑴　第３１号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、面積及び区域の変更が生じた。その結果、同法第３条第２項及び和光市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例第１項に規定する生産緑地地区の区域の規模を満たさなくなったことにより、地区を廃止する。

⑵　第６２号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、面積及び区域の変更を行う。

⑶　第６７号生産緑地地区において、和光市生産緑地地区追加指定要綱に基づき、第６７号生産緑地地区に隣接する区域を一団のものの区域と判断し、新たに指定することにより、面積及び区域の変更を行う。

⑷　第７０号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。

⑸　第７１号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。

⑹　第９２－１号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の故障による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。

⑺　第９２－２号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除さ

れたことにより、地区を廃止する。

⑻　第９２－３号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の故障による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、面積及び区域の変更を行う。

⑼　第９６号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。

⑽　第１０４号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。

⑾　第１２８－９号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、面積及び区域の変更を行う。

⑿　第１３８号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。

⒀　第１８８号生産緑地地区を和光市生産緑地地区追加指定要綱に基づき新たに指定する。